

「国民の期待に応える刑事司法の在り方」について（要旨）

法務省

1 刑事司法に対する国民の期待

2 1世紀のあるべき刑事司法の使命・役割

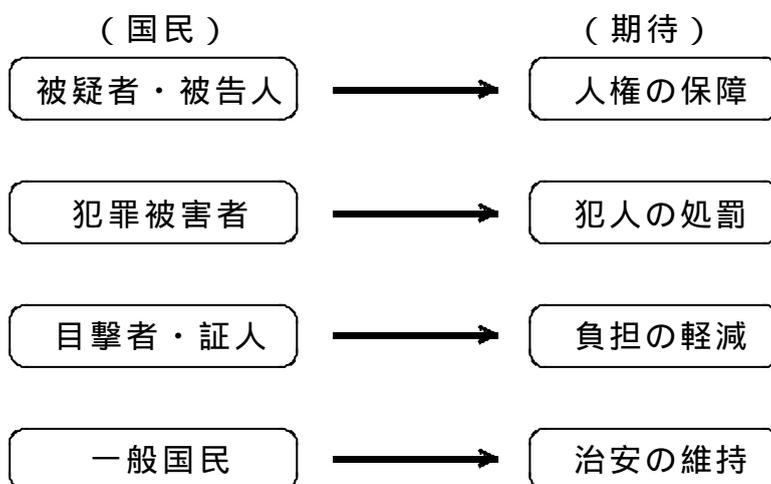
刑事司法の使命

被疑者・被告人その他の関係者の権利・利益の制約を可能な限り少なくしつつ，的確かつ迅速に，犯罪を明らかにし，犯人を処罰すること

刑事司法改革の視点

多様な「国民」の異なる期待にバランス良く応えることが重要

刑事司法に登場する「国民」は多様であり，それぞれが刑事司法に求める期待も異なる。



■ 我が国の刑事司法システムの特徴

日本の刑事司法システム

捜査機関の権限，司法機関の権限をいずれも大幅に制限した特異なシステム

捜査機関の権限の制限

(日本)

令状主義の徹底



(主要各国)

広範な無令状逮捕

短い起訴前勾留

(最長20日)



最長60日(米国)

無制限(独・仏)

限られた捜査手段



免責，おとり捜査等

司法機関の権限の制限

裁判所の訴訟指揮権を担保する制度(法廷侮辱罪等)の欠如

不活発な刑事立法

刑訴施行後50年間，刑事司法の立法的課題については議論すること自体が困難な状況にあり(特に捜査権限強化への拒否反応)，その解決は現行法の解釈・運用に委ねられてきた。

→ その結果，捜査も人権保障も，いずれも立法が不活発

「あっさりとした捜査・起訴」に関する問題

現行の当事者主義訴訟構造を維持しつつ、「充実した公判」を求めるのであれば、十分な捜査に基づく起訴が必要

「あっさりした捜査・起訴」へ転換した場合、「充実した公判」が可能か？

→ 公判を職権主義構造へ転換するならば、裁判所による証拠収集が期待でき、「充実した公判」が可能

→ 公判が当事者主義構造のままであれば、捜査機関によっても裁判所によっても証拠収集が不十分となり、「充実した公判」の実現は困難

むしろ、「あっさりした公判」か「混乱した公判」のいずれかになり、有罪、無罪のいずれの方向へも誤判が増加するおそれあり。

■ 現行の刑事司法システムが21世紀のあるべき刑事司法の使命・役割、国民の期待に十分こたえていくことができるか

国民の期待に応えるための改革

刑事司法システムが21世紀においても国民の期待に十分応えていくためには、刑事司法の機能強化と人権保障面の改善の両面につき、バランスのとれた現実的な改革が必要

2 刑事裁判の充実・迅速化

■ 現状認識

強い捜査機関と弱体な弁護人という対比について

立証責任を負う捜査側が弁護人に比べ強い体制を備えているのは、どの国でも同じ。

むしろ、日本の捜査機関の権限は他国に比べ制限されている。

高い有罪率

有罪率の高さは検察官の厳格な起訴（スクリーニング）によるもの

無罪事件

検察は、無罪事件の教訓に学び、たえず適正な権限の行使に努めていかななくてはならない。

公判審理の形骸化

形骸化していると言われる公判の活性化のためには、争点の明確化と集中審理が必要

裁判の長期化

刑事裁判の長期化の主たる原因は、集中審理に対応できない弁護体制、不十分な争点整理・訴訟指揮にあり

▪ 刑事裁判の充実・迅速化のための具体的論点

公判期日の集中・連続化に対応し得る弁護体制

弁護士事務所の法人化の推進，公的刑事弁護制度における常勤弁護士等の活用により，刑事弁護活動に専従できる弁護体制を確立することが必要

第一審の審理期間等の法定の是非

裁判の迅速化を実現する上で意義あり

争点整理手続

争点整理手続の実効性を確保するため，公訴事実の認否及び争点明示の義務づけ，争点整理のための訴訟指揮権の強化が必要

証拠開示

- 英米においてすら認められていない全面的証拠開示の導入は弊害（裁判の遅延，罪証隠滅・証人威迫のおそれ，関係者のプライバシーの侵害等）が大きく不相当
- 一定の範囲の証拠開示の拡大を行う場合には，次の条件が必要
 - 争点整理手続の実効化の措置（公訴事実の認否及び争点明示の義務づけ等）とセットで導入し，裁判の充実・迅速化に資するものとすべきこと
 - 証人保護の実効的措置が講じられること
 - 開示証拠の刑事手続外使用の防止措置が講じられること

裁判所の訴訟指揮権の実効性確保

訴訟指揮に従わない者に対して適切な制裁措置を加えることができる制度（法廷侮辱罪等）の導入を検討すべき

争いのある事件と争いのない事件の区別

争いのない事件の捜査・公判手続の合理化・効率化のための方策（有罪答弁制度等）を検討すべき

3 被疑者・被告人の公的刑事弁護制度の在り方

導入の条件

弁護活動の適正確保
弁護士偏在の解消
集中審理による迅速な裁判の実現

制度の在り方

- ・ 被疑者・被告人を通じた統一的な弁護制度
- ・ 弁護人の選任・解任を裁判所が行う国選方式
- ・ 公共性の高い法人が弁護人の選任・解任以外の運営全般を担当
- ・ 運営主体たる法人に雇用される常勤弁護士等の活用により、
弁護士の偏在，裁判の長期化に対処
- ・ 運営主体たる法人が適正弁護のためのガイドラインを制定し、
これに違反した弁護人に対し適切な制裁措置を講じ得る制度

4 新たな時代における捜査・公判手続の在り方

▪ 新たな時代に対応し得る捜査・公判手続の在り方に関する基本的な考え方

基本的考え方

犯罪の組織化，複雑・多様化，大規模化，国際化に伴う捜査・公判の困難化（取調べの限界等），犯罪対策における国際協調の必要性に対処するため，新たな捜査・公判手法の導入が必要

▪ 新たな捜査・公判手続ないし手法

新たな捜査手法

新たな捜査手法として，刑事免責制度の導入，捜査段階における参考人出頭強制制度の導入，起訴前証人尋問制度の拡充，おとり捜査の拡充等の検討が必要

▪ 被疑者・被告人の身柄拘束に関連する問題

代用監獄

容易に廃止することはできない。

起訴前保釈制度

現行制度の下では，導入の必要性なし

接見交通権の在り方

既に柔軟な接見指定の運用が定着

被疑者取調べの意義・役割

事案の真相を解明する上で，取調べによって被疑者の供述を確保することが不可避であり，これなくして真相解明を求める国民の期待にこたえることができない。

(理由)

- ・ 犯人の主観的要素（賄賂の趣旨の認識等の故意など）を始めとして検察官が立証すべき事実が広範に及ぶため，客観的証拠だけでは立証が不可能
- ・ 取調べに代わる捜査手段が限定されている一方で，起訴前勾留期間が短い。
- ・ 自白がない場合の状況証拠による事実認定が未定着

取調べの可視化一般

取調べの意義・機能を失わせるような「可視化」の措置を採るとすれば，刑事司法システムを抜本的に変革して他に真相解明の仕組みを求めない限り，真相解明と人権保障とのバランスが崩れ，国民から託された使命を果たせない。

取調べの適正は，可視化の措置だけでなく，公的刑事弁護制度を含む刑事手続全体の中で担保されるべき。

取調べ可視化の措置

< 弁護人の取調べ立会い，電気的手段による記録 >

被疑者の供述心理に影響を与え，取調べの意義・機能を大きく損なうことから，導入は不相当

< 取調べの状況・過程の書面による記録の義務づけ >

被疑者の供述心理に影響を与えず，取調べの真相解明機能を害することがないので，検討に値する。

検察官の起訴独占主義・訴追裁量権の在り方

検察審査会の見直し

検察審査会の起訴相当議決に法的拘束力を付与するとした場合には，次の点につき検討が必要

- 審査手続の見直し
- 公訴提起された場合の訴訟追行主体の在り方
- 無罪となった場合の国家賠償責任の在り方
- 検察審査会の体制整備（リーガルアドバイザーの配置等）